

## 令和7年4月建築基準法、建築物省エネ法改正における施行日前後の受付について

令和7年4月1日の建築基準法、建築物省エネ法改正により、4月1日以降の着工物件は改正法の適用が必要となります。令和7年3月末日までに確認済証が交付されていても、令和7年4月1日以降に着工する物件については、改正後の基準（4号特例廃止、壁量計算の基準等の改定、建築物省エネ法等）が適用されますのでご注意ください。

### 1. 現行法適用にて確認済証交付希望の建築確認申請について【施行日前着工必須】

新年度の改正法施行に伴い、年度末に建築物確認の駆け込み申請が予想されます。改正法施行日前の現行法適用にて確認済証の交付をご希望の物件については、余裕のある早めの本申請のご対応をお願いいたします。

施行日前（年度内）に確認済証を交付するための**本申請受付日**の期限（目安）

- ・ 構造計算書添付不要の建築物 : 令和7年2月28日（金）
- ・ 構造計算書添付の建築物 : 令和7年2月21日（金）

- ※ ご案内日については、年度内の交付を予定するものであり、申請内容等により必ずしも確認済証の交付をお約束するものではありません。図書に不足がある場合は本申請受付ができませんのでご注意ください。
- ※ 施行日前に確認済証が交付されても、施行日以降に着工する物件については、改正法の適用が必要となりますので、必ず施行日前に着工するよう注意してください。

### 2. 改正法を適用する建築確認、建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）申請について

施行日以降に着工予定の建築物等、改正法適用物件については、改正法施行前に事前申請にてお預かりいたします。

改正法を適用する物件の事前申請について

- ・ 事前申請期間 : 令和7年3月3日（月）から令和7年3月31日（月）

- ※ 改正法施行日以降に当協会に確認申請又は省エネ適合判定申請される建築物が対象となります。
- ※ 改正法施行前の事前申請は、一般事前相談とは異なります。図書の不足がある場合等は、お受けすることが出来ない場合があります。詳しくは協会HPをご確認ください。

### 3. 改正法施行日前に確認済証が交付され、施行日以降に着工する物件について

改正法施行日前に確認済証が交付され、4月1日以降に着工する物件については改正法の適用が必要となります。中間検査又は完了検査を待たず、速やかに改正法適合審査手続き（計画変更確認申請、若しくは軽微な計画変更届、その他物件によっては建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）等）のご対応をお願いします。

なお、改正法適合審査により、ホールダウン金物や耐力壁等が追加で必要になる場合や、断熱材の必要厚の不足により建築物高さに変更が生じる場合等のリスクを避けるため、改正法適合性に疑問がある場合は、着工前に改正法適合審査手続きを行うことをお勧めします。

その他、改正法適合審査手続きには、審査時間を要することとなる他、軽微な計画変更届等の手続き種別に係わらず審査手数料が必要となります。予めご了承のうえ、手続き完了後に着工するようにしてください。

【お問合せ先】 一般財団法人 神奈川県建築安全協会

建築確認 : 確認審査第1・2部 TEL 045-212-3641

省エネ適判 : 建築事業部住宅課 TEL 045-212-3123

## 改正建築基準法、改正建築物省エネ法の施行日前後における規定の適用について

	<div style="background-color: #008000; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">改正法施行日 令和7年4月1日</div> <div style="font-size: small; margin-top: 5px;">※令和7年4月1日より手数料規程の改正を予定しています。改正法施行日以降は新手数料規定が適用されます。</div>	適用基準
<p>1.</p> <p>施行日前に着工</p>	<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>施行日前（年度内）に確認済証を交付するための本申請受付日の期限（目安）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構造計算書添付不要の建築物：令和7年2月28日（金）</li> <li>・ 構造計算書添付の建築物：令和7年2月21日（金）</li> </ul> </div>	<p><b>現行法適用</b> (新基準適用 審査なし)</p>
<p>(1.')</p> <p>施行日前申請 施行日以降交付</p>	<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>施行日前に確認を申請し、審査中に施行日を迎えた場合、確認済証交付には改正法適用が必要となります。 現行法適用にて確認済証交付希望の場合、余裕のある早目のご対応が必要です。</p> </div>	<p><b>改正法適用</b> (新基準適用 審査あり)</p>
<p>2.</p> <p>施行日前 事前相談</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>施行日以降 本申請受付</p> </div>	<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>改正法を適用する物件の事前相談（事前申請）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前相談期間：令和7年3月3日（月）から令和7年3月31日（月）</li> </ul> </div>	<p><b>改正法適用</b> (新基準適用 審査あり)</p>
<p>3.</p> <p>施行日前交付 施行日以降着工</p>	<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>中間検査又は完了検査を待たず、速やかに改正法適合審査手続き（計画変更確認申請、若しくは軽微な計画変更届、その他物件によっては建築物エネルギー消費性能適合性判定等）のご対応をお願いします。</p> </div>	<p><b>改正法適用</b> (新基準適用 審査あり)</p>

※ 省エネ適判とは、「建築物エネルギー消費性能適合性判定」をいう。